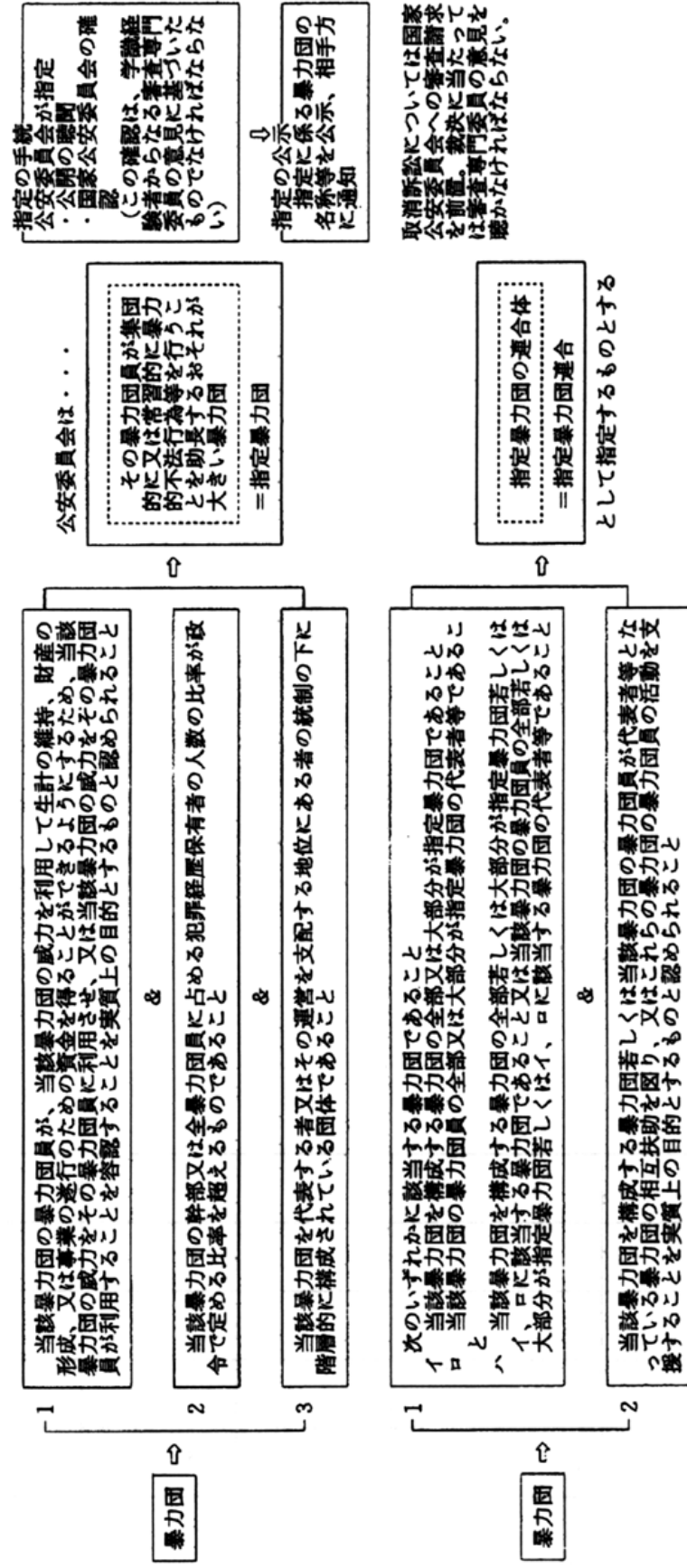


[参照]

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の概要(チャート)

1 指定



2 暴力的要求行為の規制等

2—1 暴力団要求行為の禁止等

指定暴力団員に対して、暴力的要求行為

- ・ その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等の威力を示して
- ・ 第9条各号に掲げる行為(みだりに金品等の贈与を要求すること、縄張内で営業を営むことを容認する対償として金品等の供与を要求すること、債務の免除又は履行の猶予をみだりに要求すること等11類型)

を行うことを禁止

↓
違反行為に対して、一定の要件を満たす場合には、

暴力的要求行為の中止、中止確保のために必要な事項を命令

暴力的要求行為の再発防止のために必要な事項を命令

指定暴力団員に暴力的要求行為を要求し、依頼し、唆すことを禁止

違反行為に対して、一定の要件を満たす場合には、

当該行為に係る指定暴力団員に対して

3 対立抗争時の事務所の使用制限その他の規制

対立抗争が発生



当該対立に係る指定暴力団等の事務所が、当該対立抗争に関し一定の用(多数の指定暴力団員の集合の用等)に供されており、これにより付近の住民の生活の平穏が害されるおそれがあると認めるとき等。



当該事務所を現に管理している指定暴力団員に対し、当該事務所を第15条第1項各号の用に供すること等を禁止することができる。

- ・ 少年の加入強要・勧誘、脱退妨害の禁止
- ・ 威迫を手段とした加入強要・勧誘、脱退妨害の禁止



- ・ 違反行為の中止又は再発防止のために必要な措置を命令
- ・ 少年の保護者が当該少年の脱退を求めている場合等に、当該少年を脱退させるために必要な事項を命令

4 暴力追放運動推進センター

センター指定の要件

- ・ 「暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済」を目的とする公益法人。
- ・ 暴力追放相談委員が置かれているもの。
- ・ 以下の事業を行うために必要なものとして、国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの。

都道府県センターの事業内容

- 1 暴力団員による不当な行為の予防に関する広報活動
- 2 暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助けること
- 3 暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずること
- 4 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動
- 5 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動
- 6 第14条第2項の規定による責任者に対する講習
- 7 不当要求情報管理機関の業務を助けること
- 8 暴力団員による不当な行為の被害

暴力的要求行為の依頼等の防止のために必要な事項を命令

2—2 不当な要求による被害の回復等のための援助

暴力的要求行為の相手方に対する援助

第11条の命令を行った場合に、暴力的要求行為の相手方から被害回復を求めるに当たって援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該指定暴力団員に対する連絡その他必要な援助を行うものとする。

事業者に対する援助

不当要求による被害を防止するために必要な責任者の選任等の措置が有効に行われるようにするため、必要な援助を行う。

責任者の業務を適正に実施させるため必要があると認めるときは、責任者に対する講習を行うことができる。

- ・ 事務所の外周等に付近の住民等に不安を覚えさせるおそれがある表示又は物品を掲示、又は設置することを禁止。
- ・ 事務所又はその周辺で、著しく粗野又は乱暴な言動を行うこと等により付近の住民又は通行人に不安を覚えさせることを禁止。
- ・ 債務の履行等を行う場所として、事務所を用いることを強要することを禁止。

違反行為によって生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されていると認める場合には、当該行為の中止又は中止を確保するために必要な事項を命ずることができる。

者に対して見舞金の支給その他の救援を行うこと

- 9 風営法第38条に規定する少年指導委員に対し第4号の事業の目的を達成するために必要な研修を行うこと

全国センターの事業内容

- 1 暴力団員による不当な行為の予防に関する二以上の都道府県の区域における広報活動
- 2 都道府県センターの業務を行う者に対する研修を行うこと
- 3 暴力団の市民生活に与える影響に関する調査研究を行うこと
- 4 都道府県センターの事業について、連絡調整を行うこと

(警察庁資料より)